弁護士 山下江の
実務に役立つ企業法務の基礎
第36回

会社のしくみ（2）
株式会社の設立

前回、会社には4種類があることを説明しましたが、最も利用が多い株式会社の設立について、そのポイントを解説します。

特色

特色は次の2点。

①準則主義（所定の要件を充足して設立手続をすれば、当然に会社は成立する）。

②資本充実の原則（資本金の額に相当する財産が確実に会社に拠出されなければならない）。これは、相手方が不測の損害を被らないようにするためです。

発起設立と募集設立

発起設立は、設立するとき発行する株式を、1人以上の発起人で全部引き受ける方法によるものです。

募集設立は、1人以上の発起人が引き受けた残りの株式を一般募集または縁故募集して会社の設立に参加してもらう方法です。

両者の手続き上の違いの最も大きい点は、募集設立は、設立時に発行株式引受人（後の「株主」）を募集しなければならず、同引受人による創立総会を開催しなければならないことです。

具体的手続（会社の作り方）

ほとんどの場合が、発起設立ですので、ここでは同設立の具体的手続を説明します。

①発起人の決定

発起人は、会社を作ろうと発案したものです。1人でも可能ですが、他のものと一緒に設立しようとするときは、誰を発起人にするか決定する必要があります。自然人でも法人でも、発起人になることができます。

発起人は、定款に署名もしくは記名押印します。

②商号の決定

会社のネーミングの決定が必要です。原則自由にできますが、いくつかの制限があります。

・銀行、証券、保険などの文字は、それぞれの事業以外は使用ができません。

・商号中に必ず、会社の種類（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の4つ）を表す文字を用いなければなりません。

・不正の目的で、他の会社と誤認される名称または商号を使用することはできません。

③目的の決定

会社が営もうとする事業です。単数でも複数でも構いません。

④本店所在地の決定

⑤設立に際して出資される財産の価額またはその最低額

資本金は原則、同財産の総額ですが、この総額のうち2分の1を超えない額について資本金に計上しないことができます。

なお、資本金は旧商法では1000万円以上でしたが、会社法では下限額を設定しておりません。

⑥発行可能株式総数の決定

今後発行を予定する株式の総数のこと。定款認証時には記載されている必要はありませんが、成立のときまでには必要です。

⑦株式譲渡制限の採否

株式の譲渡につき、取締役会の承認を必要とするかどうかの問題です。なお、同承認が必要とした会社のことを、「非公開会社」といいます。

⑧機関設計

取締役会や監査役会などの機関を組織するかどうかを決める必要があります。

⑨設立時に就任する予定の取締役等の確定

定款の作成と公証人の認証

以上の内容が決定したら、必要事項を定款に記載しなければなりません。定款は、会社の根本原則を定めたものです。

定款に発起人の実印を押印し、印鑑証明書とともに公証人役場に提出し、公証人の認証を受けます。

公証人の認証を受けなければ、定款は法律的に有効とはなりませんので注意が必要です。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office
広島弁護士会所属
☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com 山下江 検索
予約電話受付 年中無休 7～24時
相談予約専用 フリーダイヤル なやみよまるく
携帯・PHS OK 0120-7834-09
◆相談料：30分 5,000円 ◆債務整理相談料無料
◆交通事故初回1時間相談料無料
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-0695 所長 山下江

広島最大級！機動力と総合力で企業トラブルを解決！
会社の破産・整理専門サイトOPEN!! 3月末日まで、会社の破産・整理のご相談は初回1時間無料！